

茅ヶ崎市こども計画 骨子（案）

令和 6 年（2 0 2 4 年） 6 月

茅ヶ崎市

目次

第1章 茅ヶ崎市こども計画について	1
1 茅ヶ崎市こども計画が目指す姿	1
2 計画策定の背景	2
2-1 こども施策を取り巻く国の動向	2
2-2 こども施策に関する本市の動向	3
3 計画策定の目的	5
4 計画の概要	6
4-1 計画の対象	6
4-2 計画の位置づけ	6
4-3 計画の期間	7
第2章 茅ヶ崎市の現状と課題	8
1 こどもを取り巻く本市の現状	8
2 こどもを取り巻く本市の課題	8
第3章 計画の体系	8
1 計画の基本的な視点	8
2 計画全体の指標	8
3 計画の体系	8
第4章 施策の展開	8
基本目標1 こどもまんなか社会を実現するための土壌づくり	8
基本目標2 こどもたち自身へ向けた重点的な取組	8
基本目標3 ライフステージを通じた、切れ目ない保健・医療の充実	8
基本目標4 子育て当事者への取組	8

第5章 子ども・子育て支援法に基づく 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量 の見込みと確保方策.....	8
1 教育・保育提供区域の設定.....	8
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方.....	9
3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業	9
4 地域子ども・子育て支援事業.....	9
第6章 計画の推進.....	9
1 計画の点検・評価と推進体制	9
2 市民・企業・関係機関との連携.....	9
3 国・県等との連携.....	9
資料編.....	9
1 計画策定の経過.....	9
2 関係法令の動向.....	9
3 茅ヶ崎市こども政策審議会審議経過.....	9
4 茅ヶ崎市こども政策審議会委員名簿.....	9
5 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査	9
6 市民討議会（おとな版・こども版）	9
7 関係施設に伺い直接ヒアリング.....	9
8 こどもモニター	9
9 用語解説（50 音順）	9
10 国の動向	10
11 子供の貧困に関する国の指標.....	10
12 パブリックコメント実施結果.....	10

第1章 茅ヶ崎市こども計画について

1 茅ヶ崎市こども計画が目指す姿

茅ヶ崎市では、この度令和7年度から施行する「茅ヶ崎市こども計画」を策定しました。本計画で目指す本市の姿は、次のとおりです。

目指す姿

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現

全ての施策に共通する 基本的な考え方

- こどもの権利を保障
- こどもの意見を施策に反映
- こどもの目線でこども施策を推進
- 国、県及び関係団体等と連携

目指す姿を実現するために、本計画では、施策を推進していく対象を4つに分け、それぞれの対象ごとに目標を定めています。

対象	対象ごとの目標
1 社会全体	社会のみんなが「こどもまんなか社会」を実現するという意識を持てるようにする
2 こども	こども達自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるようにする
3 妊婦・母子等	妊娠前から思春期、青年期まで、母子及びこども・若者に対して、切れ目ない保健医療を提供できるようにする
4 子育て当事者	全ての子育て当事者が、安心して育児をするために負担を軽減したり、多様な家庭状況によって経験や進学等に格差が生じないようにする

2 計画策定の背景

2-1 こども施策を取り巻く国の動向

我が国における急速な少子化は、労働力人口の減少や、社会保障に対する負担増など、国家の仕組みや経済活動に深刻な影響が懸念されています。

これまでの国の少子化対策を振り返ると、平成2年(1990年)に合計特殊出生率が1.58を下回った「1.57ショック」¹を受け、平成6年(1994年)に「エンゼルプラン」を策定し、その後も約10年ごとに少子化対策に関する大綱を策定してきました。しかし、出生数は、平成28年(2016年)に100万人を、令和5年(2023年)に76万人を下回り、少子化は、予想を上回るスピードで進行²しています。

また、こどもや若者を取り巻く環境や課題も、社会状況の変化に応じて複雑化しています。児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、自殺等といったこどもや若者自身が抱える課題に加え、貧困や経済格差の拡大、地域のつながりの希薄化、保育士や教職員の不足、インターネットの利用拡大に伴う弊害、こどもや若者が置かれている環境に起因して生じる課題が散見され、これらが複雑に絡み合っています。

このような状況を受け、国は、令和5年(2023年)4月、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目的として「こども基本法」を施行するとともに、各省庁に勧告権を持った「こども家庭庁」を発足させました。

¹ 合計特殊出生率が、「丙午（ひのえうま）」の迷信で出産を避ける人が続出し、異常値とみなされてきた1966年の1.58を下回り、戦後最低を更新したことを受け生まれた言葉。なお、国の人口維持のためには概ね2.07以上を保つ必要があると言われていました。令和4年(2022年)の合計特殊出生率は1.26となり、前年の1.30からさらに減少しました。

² 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17年(2035年)に76万人を割ると予想。

令和５年（２０２３年）１２月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的として、「こども基本法」に基づく「こども大綱」を策定しています。

２－２ こども施策に関する本市の動向

本市では、平成１７年から「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画ちがさき子育て愛プラン」に基づき、こども施策の推進を図ってきました。

平成２７年（２０１５年）４月に、国の「子ども・子育て支援新制度」開始に伴い、本市は、同年３月に「茅ヶ崎市子ども・子育て支援計画」を策定し、また、令和２年（２０２０年）３月に「第２期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育需要の拡大に伴う保育の受け皿や児童クラブの整備、子どもが健やかに成長できるための環境整備、子育てをする方の相談体制の充実等の取組を推進してきました。

また、「茅ヶ崎市総合計画 ２０２１-２０３０」では、政策目標の一つに「子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち」を位置づけ、少子化、高齢化が進む本市の未来を安定的なものとするために、「子どもを産み育てやすい環境の整備に務める」ことや、「子ども・若者を取り巻く社会問題や環境の変化への的確な対応」が必要であると定めています。

更に、令和５年（２０２３年）４月の「こども基本法」の施行と、こども家庭庁の発足を受け、本市でも、こどもに関わる様々な施策をスピーディかつ効果的に実施するため、令和５年（２０２３年）８月に「こどもまちプロジェクト」を策定し、こども施策の更なる充実を図っています。また、同時期に国の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サ

ポーター」となることを宣言し、こどもたちが健やかで幸せに成長
できる社会の実現に向けて取組を進めています。



3 計画策定の目的

こども中心社会の実現を目指して

本市では、「こどもまちプロジェクト」策定以来、これから子を産み育てようとする人、現在子育てをしている世帯、転入する子育て世帯、そして、こどもたち自身を全力で応援するため様々な施策を実施してきました。「茅ヶ崎市こども計画」では、「こどもまちプロジェクト」の内容を更に深め、第1章2－1で説明した国の動向や、新たな国の法律や大綱も踏まえ、これまでの「子育て」中心の考え方を大きく変える「こども中心」、「こども目線」の社会を実現することを目的とします。

第1章1で示したとおり、本計画の目指す姿は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」です。

これは、これまでの大人中心の社会、子育て支援中心の施策だけでなく、こども達自身の考え方、感じ方を大切に捉え、こどもたち自身の幸福度の向上や、誰ひとり取り越さない社会を実現するために挑戦する内容となっています。コロナ禍や物価の高騰等、昨今の複雑な社会情勢の変化に伴う、新たなこどもや若者を取り巻く課題に対しても積極的に対応し、本市の未来を構成するこども達が幸福な生活を送ることができる社会を実現することにより、こども達を取り巻く保護者の方々、ひいては市民の方々が、幸福な生活を送るができると考え、本計画を策定し、笑顔と活力にあふれみんな未来を創るまち 茅ヶ崎 の実現を図ります。

4 計画の概要

4-1 計画の対象

本計画における「こども」は、「心身の発達の過程にある者」³としています。18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

4-2 計画の位置づけ

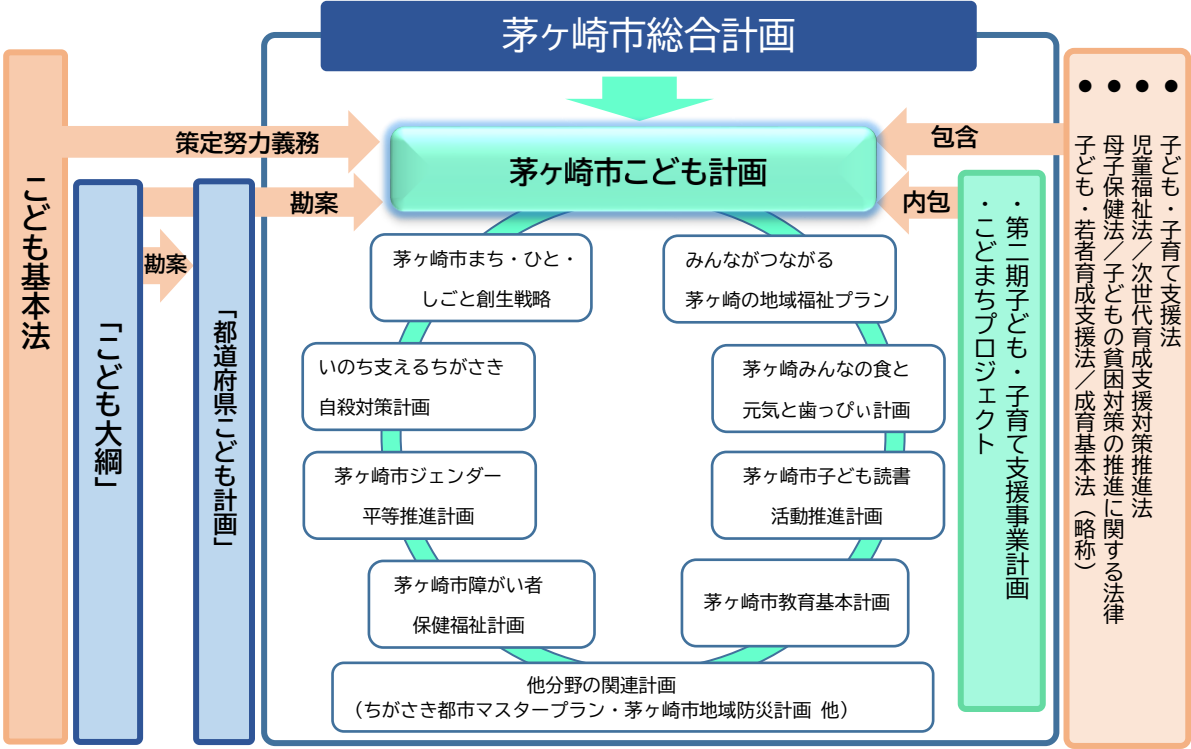
本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含するものです。また、児童福祉法による市町村整備計画を包含するとともに、「母子保健事業計画」、「成育医療等基本方針」に基づく計画を含んでいます。

本計画は、国が策定する「こども大綱」及び神奈川県が策定する「都道府県こども計画」を勘案するものとします。

また、茅ヶ崎市総合計画が目指す、政策目標 1 「子どもが希望を持って 次代を、健やかに成長し 担うひとが育つまち」を主に担っています。なお、計画に掲載している事業は、その他の政策目標に

³ 「こども基本法」及び「こども大綱」では、こどもを「心身の発達の過程にある者」、「18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者」としています。

位置付けられており本市が策定する関連計画と調整を図りながら施策を推進します。



4-3 計画の期間

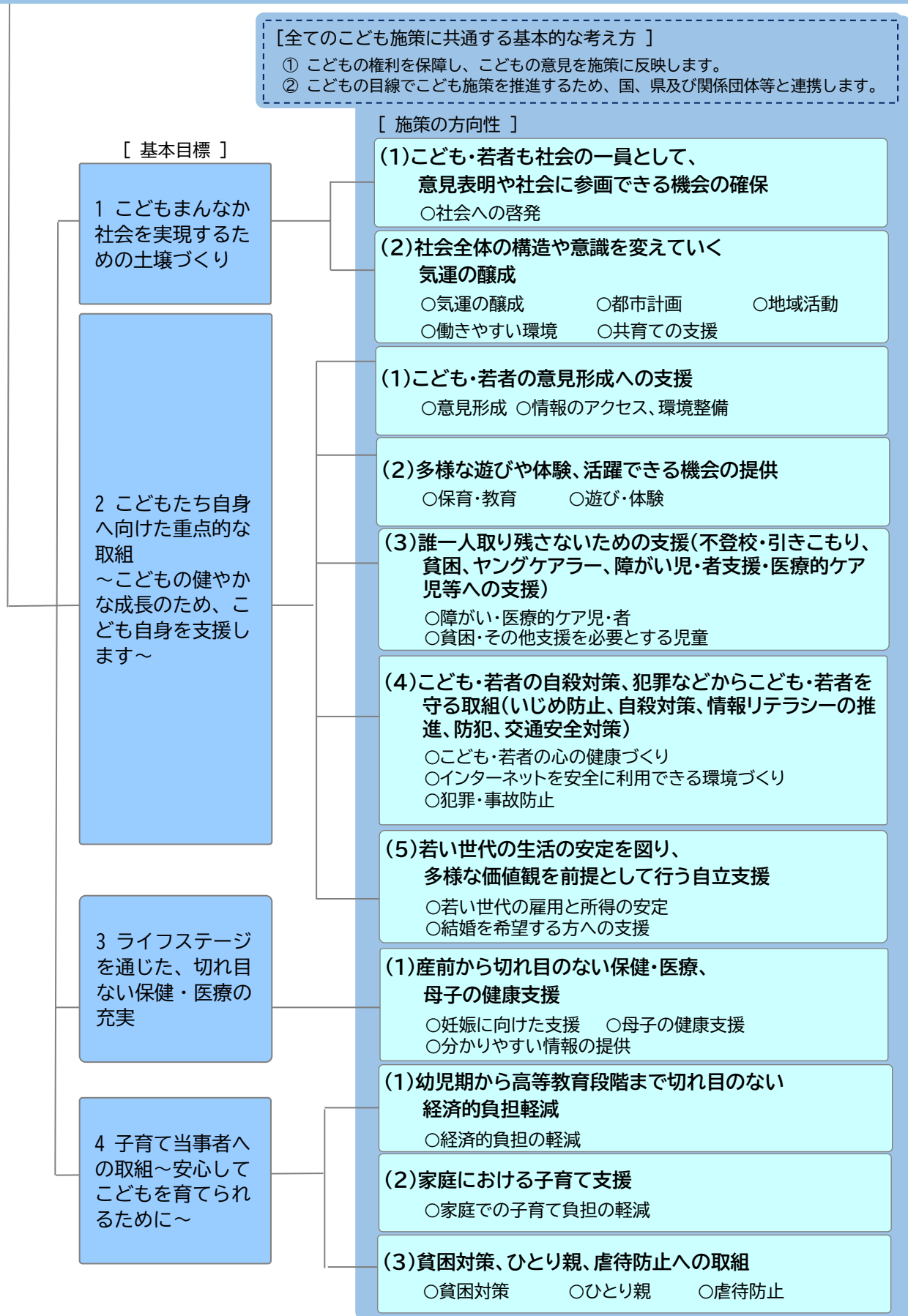
本計画の計画期間は、「こども大綱」の目標達成期間がおおむね5年とされていることや、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が5年間とされていることから、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画の点検及び評価は、毎年行い、社会状況の変化等により計画内容と実態との乖離が見られる場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)
点検・評価		点検・評価(毎年実施)				
策定・見直し	策定作業		7	見直し	次期計画策定作業	

[基本理念]

茅ヶ崎市こども計画では、
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。



茅ヶ崎市こども計画では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に
 幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指します。

■ 全てのこども施策に共通する基本的な考え方

1 こどもの権利を保障し、こどもの意見を施策に反映します。
・ こどもの最善の利益を実現する観点から、こども施策の当事者であるこどもの意見を聴く取組を行います。 ・ 年齢や対象者に応じた様々な手法により意見を聴く取組を行い、施策に反映する意見と参考とする意見を整理し、分かりやすく公表します。 ・ 市の取組を通じて、こどもも社会の一員であるという考え方が広く浸透するよう取組を行います。
2 こどもの目線でこども施策を推進するため、国、県及び関係団体等と連携します。
・ 国・県、地域で活動する団体、企業、民生委員・児童委員、青少年相談員及び青少年指導員など、こどもや若者に関わる様々な団体等と連携しこども施策を推進します。 ・ 全庁的な取組として、地域の実情等の視点を共有しながら、こども目線でこども施策を推進します。

こども大綱概要 通し番号	こどもまち
2～6 89～96	－
23	－

■ 計画の体系（基本目標及び施策の方向）

基本目標		分類	施策の方向	対象時期	前期計画		
1 こどもまんなか社会を実現するための土壌づくり							
①	こども・若者も社会の一員として、意見表明や社会に参画できる機会の確保	社会への啓発	○全てのこども・若者が社会に参画できる機会の確保 ○全てのこどもの意見尊重と最善の利益の考慮 ○こども・若者が権利の主体であることの理解促進			26～29 97～104	2⑤ 4⑧
②	社会全体の構造や意識を変えていく気運の醸成	気運の醸成	○こどもや家族を大切にする意識の醸成		1④	22	2⑤
		都市計画	○こどもが育ちやすい、子育てしやすい都市環境の整備		1①、4①	32、102	2⑤
		地域活動	○市民による地域活動の促進 ○地域でこどもを育てる意識の醸成 ○地域と行政の連携		1④	32	－
		働きやすい環境	○仕事と子育てを両立できる環境づくり （保育所持機児童対策・放課後児童対策等の充実） ○誰もが働きやすい労働環境の確保		2④	21、76、84	2④
		子育ての支援	○男性の家事・子育てへの参画促進		1①	21、84、85	－
2 こどもたち自身へ向けた重点的な取組～こどもの健やかな成長のため、こども自身を支援します～							
①	こども・若者の意見形成への支援	意見形成	○こども・若者の権利意識の育成	共通		26、27、68	－
		情報のアクセス、環境整備	○こども施策に関するこども・若者が理解しやすい情報提供の充実	共通	1①、6②	27、92	－
②	多様な遊びや体験、活躍できる機会の提供	教育・保育	○幼児教育・保育の質の充実 ○保育士等確保に向けた取組促進	幼児期	2①、2②、2③	31、63	2④
			○教育・学童保育の質の向上 ○教職員等確保に向けた取組促進	学童期/思春期	6①	65、73	2④
			○保護者に対する教育・保育方針の開示と理解の促進	幼児期/学童期/思春期			
		遊び・体験	○公園、遊び場、親子の居場所の機能拡充 ○運動や多様な体験の場の拡充 ○インクルーシブ公園の整備等誰もが楽しむことができる環境整備	幼児期・学童期		30～31	－
			○多様な体験を通じた活躍できる機会づくりとジェンダーギャップの解消	学童期/思春期		33、34 66	－
			○読書習慣の取組の拡充 ○絵本や図書が身近にある環境に向けた取組促進	共通	1③、3①	31	－
③	誰一人取り残さないための支援 （不登校・引きこもり、貧困、ヤングケアラー、障がい児・者支援・医療的ケア児等への支援）	障がい・医療的ケア児・者	○障がい児・者に関わる権利の遵守・理解促進 ○特別な配慮を必要とする方への保育・教育の質の向上 ○すべてのこども・若者の地域参加や相談体制の推進 ○インクルージョンの推進	共通	5③	13、37、 45～49 67	3⑥
		貧困・その他支援を必要とする児童	○あらゆる権利侵害からの保護と救済 ○こども・若者を誰ひとり取り残さず支援するための施策の充実	学童期/思春期/青年期		4～6、12、 14、15 38～44、66 73～78	3⑦
			○ヤングケアラーへの早期対応・啓発・相談支援の拡充			5、6、15 53	3⑦
④	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 （いじめ防止、自殺対策、情報リテラシーの推進、防犯、交通安全対策）	こども・若者の心の健康づくり	○いじめ・体罰等の防止 ○自殺対策・非行相談の実施	学童期/思春期/青年期	4③、4④	5、6 55、59	－
		インターネットを安全に利用できる環境づくり	○情報活用能力の推進 ○安全・安心にインターネットを利用できる環境整備	共通	4③	56	－
		犯罪・事故防止・安全対策	○犯罪被害や事故・災害からの安全確保のための体系的な教育の推進、通学路等の改善 ○性犯罪・性暴力の加害防止と相談体制・被害申告等の充実	共通	4②	57、58	－
⑤	若い世代の生活の安定を図り、多様な価値観を前提として行う自立支援	若い世代の雇用と所得の安定	○キャリアとライフイベントを両立できる環境づくり	青年期		18、76	2④
		結婚を希望する方への支援	○結婚、子育てに関する希望の醸成	青年期		17、20、78	－
3 切れ目ない保健・医療の提供							
①	産前から切れ目のない保健・医療、母子の健康支援	妊娠に向けた支援	○不妊・不育症治療費助成やプレコンセプションケア等の実施	妊娠期		36、62	1①、2②
		母子の健康支援	○産前産後ケアの充実 ○切れ目のない新生児、乳幼児母子保健の実施 ○小児医療体制の充実 ○「アタッチメント（愛着）」形成の支援	乳幼児期	3①、3②、3④	13、62、67	1①
		健康保健・医療の充実	○食育の取組の推進 ○小児医療体制の充実 ○性と健康に関する支援の実施	共通	3②、3③、3④	13、65、67	1① 2②
		分かりやすい情報の提供	○母子保健情報の充実や電子化による利便性の促進	共通	1②	36、103	2② 2④
4 子育て当事者への取組～安心してこどもを育てられるために～							
①	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担軽減	経済的負担の軽減	○安心を妨げる要因である経済的側面の支援強化 ○多子世帯にかかる経済的負担の軽減	乳幼児期/学童期/思春期	6④	80	1①
②	家庭における子育て支援	家庭での子育て負担の軽減	○子育てにおける育児の孤立防止のための支援や情報提供の充実	乳幼児期		63、82、 83、103	2③
③	貧困対策、ひとり親、虐待防止への取組	貧困対策	○就労支援、相談・支援体制の充実	共通	6②、6③	44	2④
			○妊娠期からの孤立防止 ○誰もが教育保育を受けられる機会づくり	乳幼児期		40、43 80、81	2②
			○義務教育段階の就学援助 ○多様な体験や遊びができる機会や学習の確保	学童/思春期		40、42	3⑥
		ひとり親	○生活支援・子育て支援・就労支援の充実 ○プッシュ型・ワンストップ相談支援体制の推進 ○養育費の相談支援や取決めの促進	共通	5②、6②	44、86、87	2④
		虐待防止	○相談体制の整備 ○こどもや親子の居場所の確保による負担軽減 ○訪問・家事支援等の家庭支援の実施	共通	5①	39、50～52	3⑥